北海道立近代美術館リニューアル基本構想 (中間報告)

令和5年(2023年)7月 北海道教育委員会

目次

| 第1 | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 |
|-----|---|
| 第2 | 検討の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |
| 1 | 博物館に関する国や世界の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |
| 2 | 北海道教育推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 |
| 第3 | 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 |
| 1 | 近代美術館の設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | 近代美術館の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| (] |)作品の収集・保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 |
| (2 |)調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| (3 |)展覧会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 |
| (4 |)教育普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!(|
| (5 |)利用者との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 |
| (6 |)館運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 |
| 第4 | 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!4 |
| 1 | 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 |
| 2 | 近代美術館が目指すこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 |
| 第5 | 施設整備の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 |
| 第6 | 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 |
| 1 | 基本構想の策定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 |
| | 基本構想策定後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・! |
| |)基本計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・! |
| |)運営方法の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 |
| (3 |)スタッフの配置、育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 |
| 参考資 | |
| こオ | からの北海道立近代美術館検討会議開催要領・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 |
| | 経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 |
| | 美術館の在り方検討に関する意見聴取の結果・・・・・・・・・・・・・・・・4 |
| | 美術館来館者アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 |
| コン | · セプト実現のための手法や機能例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!(|

第1 はじめに

北海道立近代美術館(以下「近代美術館」という。)は、地域性と国際性を併せ持つ総合的近代美術館の構想のもとに、昭和52年(1977年)7月、札幌市のほぼ中心部にオープンしました。以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、収集・保存、調査研究、展示、教育普及という美術館ならではの活動を着実に積み重ねることにより、本道の美術文化の振興を担ってきました。今日、近代美術館は広く道民に親しまれるとともに、本道はもとより、全国の関係者から、北海道の中核的美術館として大きな信頼と期待が寄せられています。

一方で、築 46 年となる施設は、著しく老朽化が進んでいます。また、人口減少や高齢化等による地域社会の変容、デジタル化とインターネットの普及による生活の変化、多様な人々を包摂¹する共生社会への志向の高まり等、オープン時に比べ美術館を取り巻く状況は大きく変わってきており、国内外の美術館では、このような現状に積極的に対応することが求められています。

こうした中、北海道教育委員会(以下「道教委」という。)では、近代美術館のリニューアルを視野に入れ、 今後の近代美術館の施設整備や役割等に関する方針の検討を行うため、令和4年(2022 年)1月に、「これからの北海道立近代美術館検討会議(以下「検討会議」という。)」を設置し、これまでの美術館活動の検証や 今後求められる使命、役割などについて、有識者や道民の皆様から御意見を伺いながら検討してまいりました。この基本構想(中間報告)は、道教委が近代美術館の在り方を整理したものであり、今後、この基本構想(中間報告)を活用して、近代美術館の施設整備方法を検討してまいります。





¹違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方。

第2 検討の背景

1 博物館に関する国や世界の動向

近代美術館は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)で定められた「博物館」であり、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)で定められた「社会教育のための機関」として、主に美術に関する資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及事業等を行ってきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、博物館に求められる役割が多様化・高度化しています。

こうした中、令和4年(2022 年)に博物館法の一部が改正され、これまで博物館が果たしてきた資料の 収集・保存、調査研究、展示、教育普及という基本的な役割・機能を今後も引き続き果たしながら、博物 館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担い、社会の変化に応じた博物館の実現を目指すこと になりました。

この改正では、博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法(平成13年法律第148号) の精神に基づくことが定められ、新しい時代の博物館は、文化拠点として国民生活に欠くことのできない 施設であることが明確に位置付けられるとともに、法改正の検討の過程において、これからの時代にふさ わしい、新しい博物館に求められる役割・機能として、

- ① 資料の収集・保管と文化の継承(「守り、受け継ぐ」)
- ② 資料の展示、情報の発信と文化の共有(「わかち合う」)
- ③ 多世代への学びの提供(「育む」)
- ④ 社会や地域の課題への対応(「つなぐ、向き合う」)
- ⑤ 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上(「営む」)

(典拠 博物館法制度の今後の在り方について (答申) 文化審議会 2021 年 12 月)

の5つの方向性が見いだされ、博物館がその役割を果たすことにより、地域社会や人々の生活がより創造性に満ちた豊かなものへと発展していくことが期待されています。

一方、世界の動向に目を向けると、I COM (国際博物館会議) ²では、博物館が置かれている社会的状況を考慮して、平成 19 年 (2007 年) に採択された I COM規約第3条に規定する博物館定義の改正に向けた検討が平成 27 年 (2015 年) から行われ、令和4年 (2022 年) 8月、I COMプラハ大会の臨時総会において、博物館の定義を改正することが議決されました。

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

~ I COM日本委員会による博物館定義の日本語訳

² 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織。世界各地の博物館及び博物館専門家が、倫理的基準と革新的実践について話し合い、交流するためのグローバルなコミュニティ。

2 北海道教育推進計画

道教委では、北海道教育推進計画 2023 年度~2027 年度(令和5年度~令和9年度)において、「道内の 美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組む」ことを施策の方向性として掲げるとともに、子どもから大人まで、誰もが心ゆたかにアートに触れられる憩いと学びの場としての機能の充実が図られ、一層魅力が高まるよう、近代美術館の今後の在り方を検討することとしています。

第3 現状と課題

1 近代美術館の設置目的

道教委は、道民に美術鑑賞の機会を提供するとともに、美術創作活動を行っている人々の意欲を助長し、その活動を奨励するため、中心となる道立美術館の建設とその活動の充実を図るとともに、道民の期待に十分に応えるよう、昭和 47 年(1972 年)11 月に決定した「新北海道立美術館建設基本構想」に基づき、近代美術館を設置しました。

「新北海道立美術館建設基本構想」(抜粋)(昭和47年11月 北海道教育庁)

1 建設の目的

北海道における美術文化の中枢的役割を果すとともに、本道文化の創造と推進に寄与する。

2 性格

広く内外の近代以後の造形美術を扱うとともに、北方圏にふさわしい特色ある美術館活動につとめる。

- 3 事業の概要
 - (1) すぐれた美術作品を展示し、広く道民に鑑賞の機会を提供する。
 - (2) 本道関係並びに広く内外の美術作品を収集保存する。
 - (3) 美術に関する資料の収集保存と調査研究を行なう。
 - (4) 美術に関する講演会、研究会等教育普及活動を行なう。
 - (5) 北方圏における美術文化の交流を行なう。
 - (6) その他
- 4 建設の場所

札幌市中央区北1条西17丁目 道有地19,470㎡(5,890坪)

|2 近代美術館の現状と課題|

近代美術館はこれまで、美術作品の収集・保存や調査研究、展示、教育普及活動等の事業を行ってきま したが、以下、6つの項目ごとに、現状と現在抱えている課題を整理しました。

(1) 作品の収集・保存

ア収集方針

昭和 48 年 (1973 年)、道教委では、近代美術館の開館に向け、「新美術館収蔵作品収集基本方針」を 策定し、系統的・計画的な作品収集を進めました。その後、昭和 57 年 (1982 年) の旭川美術館設置を はじめとして、昭和 63 年 (1988 年) に道立美術館5館目の帯広美術館の設置が決定したことを契機に、 道立美術館相互の連携と相乗的な機能向上のために、「北海道立美術館作品収蔵計画(平成元年度~平 成 10 年度)」を策定しました。計画は以後 10 年ごとに策定し、現在は「第4期北海道立美術館等作品 収蔵計画(令和元年度~令和 10 年度)」に基づき作品を収集しています。

近代美術館が「北海道の美術」を収集方針に据えたことにより、近代以降の北海道美術の歴史を一

望できるコレクションが成立しました。このことは、地域の美術館として他に代えがたい役割を果たしたと言えます。

「北海道の美術」コレクションは、北海道出身の文化勲章の受章者(山口蓬春、片岡球子、岩橋英遠)をはじめとする全国的な評価を得た作家、地域を活動の舞台として地域の美術文化をけん引した作家、近代美術館の調査研究を通して発掘された作家など、幅広い作品を含んでいます。 また、「エコール・ド・パリ³」コレクションと「ガラス工芸」コレクションは、質・量ともに国内有数の充実度を示しており、全国の公私立美術館の要望により巡回展が開催されています。

《収集方針と代表的な作品》

| 収集方針 | 代表的な作品 |
|-------------|-----------------------------|
| ○北海道の美術 | 片岡球子「山(富士山)」 |
| ○日本近代の美術 | 横山大観「陶靖節 幽篁弾琴」 |
| ○ エコール・ド・パリ | マルク・シャガール「パリの空に花」 |
| ○ ガラス工芸 | ルイ・コムフォート・ティファニィ「ランプ・きばなふじ」 |
| ○ 現代の美術 | ブリジット・ライリー「アレストI」 |

[※] その他の特色あるコレクションとして、16世紀から20世紀にかけてのヨーロッパの版画、歌川国貞を主とする 江戸後期の浮世絵等がある。

イ 作品の収集方法

作品の収集方法は、購入(平成5年度(1993年度)以降は美術品取得基金⁴による)のほか、受贈も 行っており、散逸が懸念される個人所有の貴重な作品の寄贈先としての役割も担っています。

《近代美術館の種類別収蔵作品数(R4.3.31現在)》

(単位:点)

| 油彩 | 日本画 | 水彩 素描 | 版画 | 彫刻 | 工芸 | デザイン | 写真 | 合計 |
|-----|-----|----------|--------|-----|-------|------|----|-------|
| 829 | 282 | 369 | 2, 286 | 113 | 1,720 | 231 | 51 | 5,881 |

《受贈・購入の推移》



 $^{^3}$ 1920 \sim 30 年代のパリにおいて、特定の美術運動やグループに属することなく活動した、主に外国人画家たちを指す言葉。

⁴ 北海道美術品取得基金条例(平成5年北海道条例第6号)に基づき、道立美術館及び道立釧路芸術館の事業の用に供する美術品を円滑かつ効率的に取得するために設置。

ウ収蔵作品の活用

道民の財産である収蔵作品については、館内における常設展示のほか、館外での移動美術館や出張 アート教室(令和4年度(2022 年度)からはオンライン実施)において、より多くの道民が収蔵作品 に触れることができる機会の創出に努めています。

さらに、道立施設間での収蔵作品の貸借、道内及び国内外の美術館等からの要望に応えた貸出しを 行い、当該美術館等の展覧会の開催に貢献するとともに、北海道美術の紹介や道立美術館のPRにつ なげています。

《主な作品貸出先》

区分主な貸出先

名道立美術館、札幌芸術の森美術館、市立小樽美術館、木田金次郎美術館、神田日勝記念美術館、釧路市立美術 道 内 館、網走市立美術館、小川原脩記念美術館、北海道美術協会、六花亭、北海道銀行、作家個展等

国立美術館・博物館、都府県立美術館、市区町村立美術館、私立美術館(サントリー美術館、ブリヂストン美術館 道 外 [現・アーティゾン美術館]、そごう美術館等)、海外美術館(ロダン美術館、パリ市立近代美術館、デンマーク国 立美術館、フィンランド国立美術館等)

工課題

○ 継続的・計画的な収集によるコレクションの充実

平成 18 年度(2006 年度)以降、美術品取得基金による購入が減少している現状を踏まえ、収集における計画性を一層高め、購入・受贈を継続的・効果的に進めることによって、コレクションの充実を図る必要があります。

○ 収集方針の検討

近代美術館が活動してきた半世紀ほどの間に、美術に関する調査研究が進展したことや、写真やデザイン、サブカルチャー⁵の展覧会が一般的になる等、美術館が扱う領域が拡張しています。こうした状況を勘案し、近代美術館が目指すコレクションについて、道立美術館全体でのコレクションの在り方等を踏まえながら、収集方針を検討する必要があります。

○ 収蔵庫等の狭あい化

昭和 62 年(1987 年)に第2収蔵庫を増築してから 35 年が経過し、作品収蔵スペースが不足しており、やむを得ず、収蔵庫内の廊下や展示室の一部を収蔵スペースとして用いています。

また、安全に作品の搬出入を行うための荷解室の広さ、展示社器類や高所作業車などの保管場所も不足しており、今後の収集や展示活動の充実のためには、適切なスペースを確保する必要があります。

 5 正統的な文化に対し、若者など、一部の人々を担い手とする文化。日本においては、マンガやアニメなどの大衆的な文化をサブカルと呼ぶ傾向が多い。

《収蔵庫面積》

| 時 期 | 面積 | 摘要 | 収蔵作品数 |
|-------------|-------------------|---------------|---------|
| 開館(昭和52年) | 587 . 0 m² | 第1収蔵庫 | 916点 |
| 増築(昭和62年) | 810 . 2 m² | 第2収蔵庫223.2 m² | 2,587点 |
| 珥左 (人和 / 左) | 810 . 2 m² | 第1収蔵庫、第2収蔵庫 | E 001 占 |
| 現在(令和4年) | 108 . 0 m² | 展示室の一部を収蔵庫に代用 | 5,881 点 |

○ 収蔵環境の保全

厳密な温湿度管理が求められる収蔵庫において、老朽化による空調機のトラブルや断熱の不具合による結露などが発生することがあるため、設備の性能や建物の構造に関わる問題等を視野に入れながら、収蔵環境の適切な保全に努める必要があります。

○ 作品修復の促進

適切な状態で保存と活用を行うために、計画的に作品を修復する必要があります。







(2) 調査研究

ア調査研究

美術作品の調査研究は、美術館の根幹的業務の一つです。美術の研究や取扱いを専門とする学芸員は、その専門性を生かし、収蔵作品をはじめ広く美術について調査研究を行い、道民の幅広い興味関心に応える多彩なコレクション展や、ゴッホ展・ルノワール展等の大規模国際展、国宝等貴重な文化財の展覧会を企画し、調査研究の成果を展示や図録等により社会に広めていくことに努めています。

また、北海道の美術の歴史を詳しく調査し、特に近代以降の美術の流れを収集や展示を通して明らかにしてきました。その過程で、神田日勝や木田金次郎など、現在では全国的にも知名度がある優れた道内の作家を見いだし、その作家に関する調査研究を図録や書籍にまとめ、地域の美術文化の姿を明らかにするとともに、そうした研究の蓄積に寄与しています。

イ 学芸員の資質の向上

道内外の美術館の学芸員との共同による展覧会の実施や美術館活動に関する最新情報の交換、研修への参加を通して、学芸員の専門性や企画力の向上を図っています。

ウ 他館の活動への支援

道内の市町村立美術館や私立美術館に対し、作家・作品に関する情報提供や作品の取扱いに関する助 言、運営協議会や作品収蔵委員会への参加等、学芸員の専門性を生かした幅広い支援を行っています。

工課題

○ 調査研究の充実

学芸員が調査研究を深化させるためには、資料の調査と収集に要する経費や、資料の保管場所を確保する必要があります。

○ 調査研究の成果を還元できる機会の充実

調査研究の成果を広く社会に還元するためには、美術館の自主企画による展示や、展覧会の記録である図録、研究論文や調査報告を掲載した紀要、作家作品研究に基づく書籍の作成を、計画的・継続的に行う必要があります。

○ 資料や研究成果などのアーカイブの構築

これまで積み重ねてきた研究成果はもとより、研究に用いた資料や作品・作家に関する情報などについて、デジタル技術を活用し、長期に保存するとともに、そうした情報を、来館者への提供のみならず、広く公開・発信することが求められています。

(3) 展覧会

ア常設展示

常設展示室においては、「北海道の美術」や「エコール・ド・パリ」など、年数回、テーマに沿った 展覧会を開催するとともに、長年行ってきた視覚障がい者のための「ふれるかたち」展(彫刻など立 体作品に手で触れて鑑賞)のほか、収蔵作品の中から1点を掘り下げて展示・解説する「この一点を 見てほしい。」など、テーマ性を持った収蔵作品の紹介を行っています。

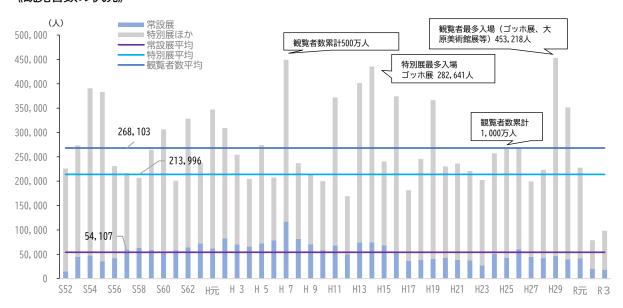
イ 特別展示

特別展示においては、年間4~6回、近代美術館の収集方針である優れた「北海道の美術」に関する展覧会のほか、報道機関等との共催により、国宝や重要文化財を含む古美術展をはじめ、国内だけでなく、世界各国の多彩で優れた芸術を紹介する大規模な展覧会を開催しています。

また、北海道の美術作家の活動の支援や、道民の皆様に様々な美術を鑑賞していただくために、貸館による展覧会を実施しています。

⁶古文書、記録文書類。コンピュータで、関連のある複数のファイルをまとめること。美術作品においても、映像や写真作品だけではなく、絵画や彫刻もイメージデータに変換し、アーカイブとして保存する作業が行われている。

《観覧者数の状況》



ウ 移動美術館

地理的条件等により、美術作品の鑑賞が難しい地域の方々には、道内市町村において収蔵作品による 展覧会を行う移動美術館(ぐるっと美術館)を実施し、できるだけ多くの道民の皆様に鑑賞していただ けるよう努めています。

工課題

○ 収蔵作品の活用機会の充実

常設展の実施回数の減少などに伴い、観覧者数が減少傾向にあることから、収蔵作品を活用しながら、道民が多くの収蔵作品に触れることができる機会を充実させる必要があります。

来館者の多様なニーズ

来館者等からは、日本や海外の名作の展覧会や、国内外の美術館や博物館と連携した催し、屋外の自然と融合した展示など、様々な要望が寄せられていることから、来館者のニーズなどを分析し、今後の活動に生かす必要があります。

観光客には、一度きりの来館となる可能性があることから、近代美術館でしか鑑賞することのできない代表的なコレクションを常時展示することが望ましい一方、地域の方々からは、新しいテーマの展示も求められており、それに対応した展示室の面積が必要です。

○ 実行委員会展の在り方の検討

これまでも国内外の優れた芸術を紹介する大規模な展覧会を、報道機関等とともに実行委員会展として開催してきましたが、実施方法や収益の在り方などについて検討することが求められています。

移動美術館の実施方法の検討

平成 13 年度(2001年度)までは年5会場で開催していましたが、毎年市町村からの開催希望はある

٠

⁷ 地理的条件等により、美術作品の鑑賞機会が少ない地域の人々への鑑賞機会の提供と、地域の学校や文化団体と連携した教育事業の実施により、美術への理解と関心を深めることを目的に、道立美術館が対象地域で展覧会を実施する事業。

ものの、令和3年度(2021年度)は2会場での実施となっています。

今後は、より多くの道民の皆様に美術の鑑賞機会を提供できるよう、道内各地域の美術館や博物館 との連携や役割分担、実施方法等について検討が求められています。

○ 展示環境の保全

展示室では作品に適切な温湿度管理などに努めていますが、施設の構造や設備の老朽化によって、展示環境の維持が不安定な状況になっており、作品を安定して管理できる環境の整備が必要です。

作品展示のためのケースや台、パネルといった展示用代器を通路等に置いている状況にあり、保管場所を確保する必要があります。

(4) 教育普及事業

ア教育普及事業

子どもから大人まで、文化的教養を高めるための教育機関としての役割を果たすとともに、美術館を身近な存在として親しんでもらうため、収蔵作品や展覧会に関する講演会や講座、ワークショップなどを実施しています。

最近では、どこからでも展覧会が楽しめる動画の配信や、来館が困難な障がいのある子どもたちに 向けたオンライン授業。なども行っています。

《主な教育普及事業(令和3年度(2021年度))》

| 区分 | 内 容 等 | 参加者数 |
|--------------|----------------------------|--------|
| 特別展関連事業 | 講演会、学芸員による見どころ解説など | 564 人 |
| 近美コレクション関連事業 | 美術講座、オリエンテーション、アーティスト・トーク、 | 381 人 |
| <u> </u> | ぐるっと3館鑑賞ツアー(近美、三岸、知事公館) | 301 八 |
| ミュージアム・トーク | 学芸員による近美コレクションに関する講話 | 260 人 |
| ギャラリー・ツアー | ボランティアによる近美コレクションの展示解説 | 1,004人 |
| コンサート | 近美や他団体主催による展示に関連したコンサート | 67人 |

イ 学校連携事業

○ 学校との連携

総合的な学習の時間や修学旅行における学習の場の提供のほか、美術館の収蔵作品を学校に運び、 子どもたちに作品を見てもらいながら学芸員が鑑賞の手ほどきを行う「出張アート教室」や、夏休み 期間における教員向けの研修を実施するとともに、学校の授業で活用できる鑑賞学習支援ツール¹⁰を作

⁸進行役や講師を迎えて行う体験型講座。

⁹ 美術作品の鑑賞機会の拡充及び理解促進を図ることを目的に、道立美術館と公立学校をオンラインでつなぎ、児童生徒に鑑賞の手ほどきや作品に関する講義を行う事業。

 $^{^{10}}$ 道立美術館の所蔵品を活用した美術鑑賞教材。所蔵品 64 点をはがきサイズにした「アートカード」や、岩橋英遠の画業の集大成ともいえる、北海道の四季を絵巻形式で描いた《道産子追憶之巻》を2/3 スケールで 32 枚のシートに複製した「《道産子追憶之巻》複製シート」などがある。

成し、貸出しを行っています。

○ 大学等との連携

大学生や専門学校生などが教育活動の一環として、芸術作品を鑑賞する機会を持ち、芸術文化を理解する能力を高めることができるよう、大学等が年間観覧料を負担することにより、在籍する学生が観覧料を負担することなく、常設展の観覧ができる「北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ制度」を設定しています。

また、学芸員資格認定のための博物館実習を行っており、大学の依頼により受け入れた実習生は、 昭和52年度(1977年度)から令和3年度(2021年度)までで740名に上ります。

ウ 生涯学習の場としての役割

生涯学習の場として、上記教育普及事業の中で実施される講演や解説のほか、美術関連の図書や映像資料を閲覧できるとともに、ボランティアが窓口となって美術に関する質問に答えるアート・レファレンス・サービス(ARS)コーナーを設置しています。また、美術に関する一般の方からの問合せや相談にも常時対応しています。

工課題

○ 教育普及事業の再構築

開館以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、全国に先駆けて子ども向け展覧会を開催するなど、様々な教育普及活動を展開してきましたが、近年、実施事業が縮少してきており、ICT¹¹の活用や、子どもの好奇心を刺激し感性が育まれるプログラム、誰もが興味を持ちやすいイベントなど、教育普及事業の工夫が求められています。

○ 子どもたちが美術に触れる機会の提供

小・中学校の授業における図工・美術の指導時間数が減少しているため、子どもたちが美術に触れる機会を、美術館がこれまで以上に提供することが必要です。

また、鑑賞学習支援ツールの貸出数の減少(令和元年度(2019 年度): 19 件、令和2年度(2020 年度): 2件、令和3年度(2021 年度): 4件)を踏まえ、ツールの更なる周知や広報を図るとともに、具体的な活用方法を教員に伝えるためのマニュアルや授業見本の作成等について検討が求められています。

教育普及のための施設設備の充実

講演会や講座などを行う講堂は、段差への対応や車椅子用のスペースの確保といったバリアフリー 化など、来場者の動線への配慮が不足しています。また、講堂と映像室は、映像・音響・照明などの 設備が老朽化しています。図書や美術に関する映像の視聴ができるARSコーナーは、全体のスペー スに限りがあるため、閲覧スペースを数席しか設けることができない状況となっています。

また、道民が自由に利活用できるエリアや、教育普及の取組を日常的に行うことのできる専用空間、 子どもが集い学ぶことのできる場所などの充実が求められています。

¹¹ Information and Communication Technology。情報処理及び通信技術の総称。







(5) 利用者との関係

ア 来館者アンケート

近代美術館の活動や施設等について、展覧会を開催するたびに来館者にアンケート調査を実施したところ、近美コレクションについては約60%、特別展については約70%の人から「満足」「やや満足」という回答をいただき、館内表示や清潔さ・雰囲気については、70%以上の人から「満足」「やや満足」という回答をいただきました。

また、ARSに設置した図書コーナーやミュージアム・ショップ、喫茶・レストランについては、 利用者の半数以上から「満足」「やや満足」という回答をいただきました。

※アンケート結果の詳細は、参考資料6ページ「近代美術館来館者アンケート結果」参照

イ 広報

展覧会等の広報については、ポスター・リーフレットの配付、情報誌への掲載などを行っているほか、ホームページはデザイン性や利用しやすさの向上のために、令和3年(2021 年)にリニューアルし、動画やTwitter、Facebookを活用して、展覧会の見どころなどを発信しています。

ウ課題

○ ユニバーサル・デザイン¹²への対応等

常設展示室内の2階との経路は階段しかないため不便であることや、トイレが古い・狭い・足りないなどの御意見をいただいています。

また、美術館活動をサポートしていただいているボランティアの方が活動したり、待機できる場所 が狭いとの御意見をいただいています。

○ くつろぎの場所としての機能の充実

来館者をはじめステークホルダー¹³からは、気軽に利用できるカフェやレストラン、ミュージアム・ショップの充実、展示室内外において休憩できる場所や椅子の設置といった、展示を見るだけでなく、ゆっくりくつろげる場所にしてほしいとの御意見をいただいています。

¹²年齢や能力にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。

¹³企業(美術館)に利害関係を持つ人や組織。職員や取引先のほか、利用者や地域住民も含まれる。

(6) 館運営

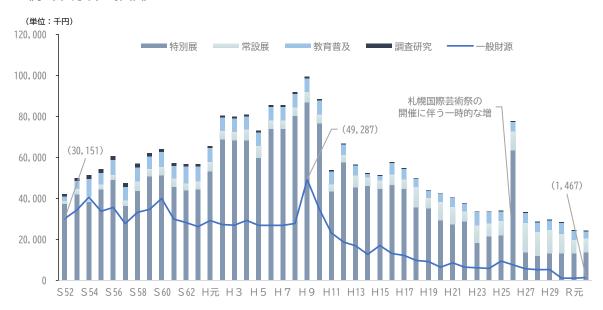
ア 運営形態と財源

道教委が直営で、館長(非常勤)ほか職員 23 名(学芸系職員 14 名)で運営しており、清掃・警備・ 設備管理は外部委託しています。

予算は、道の一般財源のほか、観覧料・貸館料・施設使用料を財源としています。

レストランのスペース(令和3年(2021年)2月からカフェとして営業)は公募を行い民間事業者へ 施設使用料を徴収して貸し出し、ミュージアム・ショップのスペースは北海道美術館協力会⁴に施設使 用料を徴収して貸し出しています。

《事業費予算の推移》



イ課題

○ 予算

事業費の縮小により、常設展示の実施回数の減少や子ども向け展覧会の廃止を余儀なくされていますが、多くの収蔵作品に触れることができる機会や、子どもたちが美術に触れる機会等の充実が求められています。

○ 駐車場

来館者をはじめとしたステークホルダーからは、修学旅行等の団体観覧受入れや、もっと気軽に訪れることができるよう、駐車場の充実が求められています。

〇 名称

近代美術館は長らく道民から「キンビ」という愛称で親しまれていますが、開催する展覧会が必ずしも「近代」に限った展覧会ではなく、多様な時代・ジャンルを取り扱っており、また、浮世絵コレクションを受贈するなど、収蔵作品の年代も広がっていることなどから、これからの「目指す姿」にふさわしい美術館の名称について検討を求める御意見をいただいています。

¹⁴ 道立美術館の活動に協力し、様々な活動を行う一般社団法人。近代美術館においては、常設展示の作品解説、ミュージアム・ショップの運営、資料整理、美術講座の開催などを担っている。

第4 目指す姿

1 経緯

令和4年(2022 年)1月に発足した検討会議において、近代美術館の今後を考える上では、美術館のビジョンやミッション、コンセプト(以下「ミッション等」という。)の議論を進めていくべきとの有識者の意見を踏まえ、近代美術館が主体となって、ミッション等を検討することとしました。

近代美術館では、令和3年(2021年)に、将来の美術館の在り方について、「役割」と「活動」という視点から検討を進めるために、道立の美術館・芸術館・文学館に所属する学芸員に、近代美術館の将来像について意見の提出を求めるとともに、学芸員のチームを立ち上げ、美術館の将来像を検討しており、そうした取組を基礎とし、美術館に勤務する事務職員や非常勤職員の方々からも意見を聞きながら、ミッション案をまとめてきました。

また、作家や美術館のボランティア、高校の美術部の生徒の皆さんなど、様々な方々から、近代美術館の「これまでの活動に対する評価」や「これからの美術館に期待すること」を直接お聞きするほか、来館者の方々からの意見聴取や、WEBによるアンケート調査を実施し、改めて「美術館に何が出来るのか」、「美術館は何をすべきなのか」をじっくりと考え、対話を重ね、この度、「近代美術館が目指すこと」をまとめました。

今後は、この「目指すこと」をより多くの道民の皆様と共有し、その実現に向けて、駆け足にならず、 しっかりと、一緒に歩んでいきたいと考えています。

2 近代美術館が目指すこと

ビジョン | 私たちが目指すもの

北海道立近代美術館は、アートの普遍的価値の継承・発展と、発信に取り組むことにより、 誰もがその豊かさを享受することで、多様な人々が互いを受け入れ、活かし合う、 創造性と活力にあふれる社会の実現を目指します。

ミッション | 私たちの使命、役割

- 北海道の美術文化の中核として、道民に信頼され、親しまれるとともに、誰もが楽しみ、学び、やすらぎを感じ、人生の豊かさを見いだすことができる場所となります。
- アートを介した新たな発見や感動体験により、人々の生涯を通じて創造力と豊かな感性を育み、刺激し続けます。
- 様々な人々や団体と協働し、地域のアートの活性化に貢献するとともに、多様性の尊重や 持続可能性が求められるこれからの社会づくりに向け、美術館としての活動を積み重ねながら、 道民とともに歩んでいきます。

コンセプト | 私たちが取り組んでいくこと

ハーモニー

くつろぎの空間としての魅力を向上させるとともに、多彩な展示を通して、個性の異なる誰もがアートに親しむことができるよう、「ユニバーサル・デザイン」の考え方を、ソフト・ハードの両面に取り入れます。

また、都心の緑の中にある美術館として、環境に最大限配慮 した活動を行いながら、人とアートをつなぎ、文化と自然の 調和のシンボルとなります。

コレクション

コレクションは美術館活動の原点であり、すべての人々に向けて開かれた文化と教育の資源です。収集方針に基づきながら、貴重な作品を系統的に収集し、展示やラーニング・プログラムなどに幅広く活用します。また、デジタル・データ化を進めながら、適切な取扱いと環境のもとで大切に守り、次世代へと引き継ぎます。

- ・社会の期待や美術界の動向を考慮した収集方針の検討
- ・コレクションの意義も含めた情報発信
- ・系統的な収集と適切な保存
- ・インターネット、出版等による発信力の強化
- ・計画的な作品の修復

・魅力にあふれた多彩な展覧会の開催

・環境への影響を最大限配慮した活動



ウィズ・キッズ

子どもが自ら楽しみ、大人の手を引き何度も訪れたくなる 美術館となるような展示、ラーニング・プログラム、ワーク ショップを企画・実施し、生涯にわたるアートとの関わりの 礎を築きます。

- ・学校教育との連携等による発達段階に応じた ラーニング・プログラムの開発
- ・子どもと大人が一緒に楽しめるワークショップの実施
- ・子どもの視点に立った展示の工夫

リサーチ

多岐にわたるリサーチ(調査研究)活動では、各分野における専門性を深めつつ、分野を横断し、総合することによって、アートの価値をさらに引き出し、美術館活動に幅広く活かします。また、誰もが北海道の美術について深く、多角的に学ぶことができるよう、資料のアーカイブ化などに取り組みます。

- ・展示、コレクション活用に連動した調査研究の充実
- ・インターネット、出版等による調査研究成果の社会還元を強化・充実
- ・学芸員の調査研究活動充実に向けた環境の整備・充実
- ・外部研究者との連携強化
- ・利用者に対するレファレンス機能の充実

コラボレーション

アーティスト、ボランティア、学校、企業など様々な 人々や団体と持続的な協働体制を構築し、多彩な展覧会 を開催するほか、個人の成長・年齢や個性に応じた楽し みと学びの機会の創出を進め、地域の美術文化、美術教 育を活性化します。

- ・地域の作家と共に、北海道の美術の現況を紹介する展示を企画、実施
- ・障がいのある方の鑑賞機会充実に向けた団体等との連携強化
- ・音楽、舞踊、スイーツ、医療その他多様なジャンルとの協働活動
- ・企業・団体との新しい協働方式による展覧会の開催
- ・他館と連携したアートシーンの活性化

※()内はコンセプト実現のための手法や機能例

第5 施設整備の基本的な考え方

「第3 現状と課題」で取り上げた現在の近代美術館に生じている課題や道民の意見を踏まえ、ミッション等の実現に向けて、次の6点の基本的な考え方や整備の例に基づいて施設整備を図ることが重要です。

検討に当たっては、他の都府県でリニューアルした美術館、政令指定都市や特別区を有する都府県の美 術館等の規模を参考とします。

1 老朽化している施設・設備の更新

美術作品は厳密な温湿度管理や害虫対策などが求められ、また、来館者に安心・安全に美術館を利用してもらう必要があることから、適切な展示・保存環境を維持しなくてはなりません。

このため、長寿命化診断の結果、最低限必要とされた、外壁や屋根、玄関タイルなどの補修や、更新周期を経過し老朽化が著しい電気・空調設備、エレベータ等の更新のほか、展示室や保存環境の整備に当たっては、日常的な点検・メンテナンスや更新が容易にできることや、防犯・防災、自然災害への対応などに留意することが重要になります。

また、講堂や映像室など、教育普及事業で利用する諸室については、多様なジャンルの活動や発表など に対応できるよう多機能化することなどが考えられます。

2 収蔵庫や什器、資料の保管場所などの狭あい化の解消

道民の貴重な財産であるコレクションの充実を見込んだ適切な保存スペースや、展示ケースや台、作品輸送箱や高所作業車など、作品の安全な取扱いに必要な代報・資材・機械を保管する場所、展覧会や教育普及などの美術館事業の根幹となる学芸員の調査研究や、道民に広く開放するための資料を保管するスペースの整備などが考えられます。

3 時代の進展にあわせたデジタル技術の活用

広域な北海道の特性や、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う生活様式の変化などにかかわらず、誰にでも・いつでも・どこにいても鑑賞する機会や学ぶ機会を提供する観点から、デジタル技術を活用した鑑賞方法の確立や、館内Wi-Fi を活用したイベントのライブ配信とアーカイブ化への対応、コレクションデータベースの更なる充実、北海道内の美術館やギャラリーの最新の活動情報にアクセスできる特設ページの構築・運用、オンラインによる美術学習など、常に進化する情報・デジタル技術を踏まえた諸活動の基盤整備などが考えられます。

4 誰もが気軽に利用でき、学ぶことができる開かれた場所

年齢や性別、国籍などにとらわれず、誰もが利用しやすい施設とする観点から、トイレの充実や身体の不自由な方の動線の配慮といった施設設備のバリアフリー化、案内表示等のユニバーサル・デザイン化、多言語化の推進のほか、特別展の展示替えに伴う休館中であっても、鑑賞が可能なコレクションの常設展示スペースの設置、美術図書室や情報コーナーの充実、北海道美術史に関わる基礎資料を利用できるアーカイブの構築、幅広い使途に対応可能な多機能ルームの設置、ボランティア等、美術館に常時関わる道民の活動スペースの設置、子どもを対象とした展示スペースの整備などが考えられます。

5 多くの人が訪れる、居心地がよく、アクセスしやすい空間

誰もがいつでも、何度でも訪れたくなるよう、カフェやレストラン、ミュージアム・ショップなど、美術作品を鑑賞した余韻を楽しむことができる場の創出や、くつろぎにあふれた魅力ある空間の構築のほか、 障がいのある方や修学旅行等の団体も利用しやすい駐車スペースの確保などが考えられます。

6 都心の貴重な緑を生かした環境整備

整備に当たっては、都心の中にあって道民の憩いや、やすらぎを与える場となっている貴重で豊かな緑と調和し、持続可能性に配慮した施設設備とすることが重要であり、地域の自然との連続性を感じられるエントランスや内装、屋外彫刻等を活用した親子で楽しめるスペースや緑を生かした環境学習スペースの整備などが考えられます。

《都県立美術館の規模》

| 区 分 | 延床面積 | 展示室面積 | 収蔵庫面積 |
|--------------------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 過去 10 年間に大規模改修・現地新築・移転新築した都県立美術館(平均) | 15 , 472 m² | 3, 948 m² | 1, 161 m² |
| 政令指定都市が所在する都県の都県立美術館(平均) | 16,683 m² | 4, 169 m² | 1, 137 m² |
| 道立近代美術館 | 9, 160 m² | 2,871 m² | 810 m² |

第6 今後の進め方

1 基本構想の策定に向けて

築 46 年が経過し、著しく老朽化している現状への対応のほか、課題への対応やミッション等の実現に向け、近代美術館を整備する方法としては、既存施設を活用する方法(改修)、現在の敷地内で建て替える方法(現地新築)、知事公邸等が所在する区域¹⁵へ移転する方法(移転新築)が考えられます。

このことについて、令和4年(2022 年)6月から8月にかけて、民間事業者等からアイディアを募集したところ、改修時に収蔵品の移転先を確保する方法や、不整形地でも美術館を建設できるアイディア、収益施設と連動して利用者の利便性を向上させるアイディアなど、道庁内だけでは把握できない課題や対応案について御意見をいただくことができました。

また、ミッション等を検討する過程で、道民の皆様からも多様な御意見をいただいたところです。

《サウンディング型市場調査』のまとめ》

| 整備方法 | 主な提案内容、理由 |
|--------------|-------------------------------------|
| | ・現施設の建築価値や都市景観への配慮、環境負荷を抑えるための既存ストッ |
| ① 既存施設の活用 | ク(現施設)の活用 |
| (改修+増築) | ・設備の更新等の大規模改修や、収蔵品を保管する場所の増築が必要 |
| | ・地下駐車場の整備 |
| | ・知事公邸等エリアは美術館建設地として手狭、環境負荷を抑えるための既存 |
| ② 現敷地での建て替え | ストック(知事公邸等)の活用 |
| (現地新築) | ・新築に併せて現代美術館・環境系博物館の併設や駐車場の整備、ホテル・レ |
| | ストラン等民間施設との複合化を図る |
| ③ 知事公邸等エリアへ | ・現収蔵品のスムーズな移転や休館期間の短縮化、跡地活用の収入による事業 |
| 3 / 11 4 7 7 | 効率性に着目 |
| の移転(移転新築) | ・宿泊施設、カフェ・ショップ等の併設、駐車場の整備 |

《道民の意見(施設整備に関する主なもの)》

- ・近美の建物、敷地の趣のある雰囲気が好き
- ・自然に囲まれていることで静かで落ち着き、居心地よくリフレッシュできるところが好き
- ・駅から近くてアクセスしやすく、気軽に利用できるところが好き
- ・知事公館、三岸好太郎美術館と一体的に文化・芸術を発信するエリアになってほしい
- ・世界に誇れるような、観光資源にもなりうる美術館になってほしい
- ・今の近美の建物の良いところを残して、大事に使ってほしい
- ・近美の場所はそのままに、施設が生まれ変わってほしい
- ・都心部の中の豊かな今ある自然を大切に守り、残してほしい
- ・建物と自然が一体的に、みどりに囲まれた美術館であってほしい

¹⁵ 札幌市中央区北1条西 15・16 丁目及び北2条西 15・16 丁目街区の東側一帯に所在している、知事公邸をはじめとした8棟(9戸)の住居がある区域。

¹⁶ 事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。

しかし、いずれの整備方法も利点や課題があり、美術館活動への影響や経済性、環境性などが異なることから、建築関係法規等との整合を確認するとともに、「第5 施設整備の基本的な考え方」を踏まえながら、それぞれのメリット・デメリットを整理し、比較することが必要です。

なお、整備方法の選択に当たっては、様々な御意見があることを踏まえ、合理性・客観性を確保できる 評価方法を検討するとともに、比較内容について、美術館を利用する方や近隣にお住まいの方など、道民 の皆様からも御意見を伺いながら、引き続き丁寧に検討を進め、基本構想を策定することとします。

《比較項目の例》

| | 美術館活動 | | | | 経済性 | | | 環境性 | | | |
|-------|-------|------|------------|--|-------|-------|--|-------|-------|--|-----|
| 区 分 | 目指す姿 | 独筑主任 | /+ 合分廿月10日 | | イニシャル | ランニング | | 生物多様性 | 脱炭素化へ | | その他 |
| | の実現度 | 建築意匠 | 休館間 | | コスト | コスト | | への配慮 | の貢献度 | | |
| 改修+増築 | | | | | | | | | | | |
| 現地縣藥 | | | | | | | | | | | |
| 移蘇築 | | | | | | | | | | | |

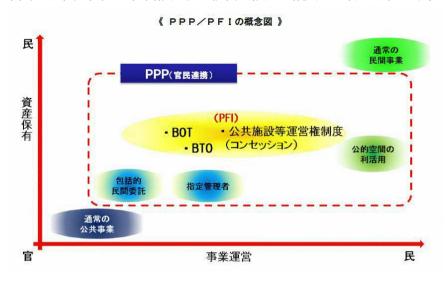
2 基本構想策定後

(1) 基本計画の策定

基本構想策定後は、選択した近代美術館の整備方法に基づき、機能や役割を具体化し、施設整備や運営方法に関する計画を盛り込んだ基本計画の策定に取り組むとともに、PPP/PFI手法導入の検討を行います。

(参考)

PPP (Public Private Partnership:官民連携)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであり、PFI (Private Finance Initiative)は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づき、公共施設等建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。



※BOT Build Operate Transfer。PFI事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者に施設所有権を移転する事業方式。

※BTO Build Tianster Operate。PFI事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、PFI事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

策定に当たっては、基本構想と同様に、美術館を利用する方や近隣にお住まいの方はもとより、近代美術館に関係する団体や様々な分野の専門の方など、改めて、道民の皆様の御意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

リニューアルの時期については、整備方法の種類やPPP/PFI手法を導入するか否かによってスケジュールが異なることから、詳細なスケジュールは基本計画において定めることとします。

(2) 運営方法の在り方

近代美術館の運営方法については、「北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、PPP/PFI手法導入の検討を行うこととなりますが、作品の収集・保存、調査研究、教育普及といった 美術館活動は、高い専門性と信頼性が求められることから、先進事例等を参考にしながら、ミッション 等の実現に向けて検討することが重要です。

また、施設の維持管理や美術館事業の充実に向け、道として必要な財源を確保することはもとより、ファンドレイジング^Tや、企業や団体との協働による事業手法などを検討していかなければなりません。

(3) スタッフの配置、育成

美術館においては、公共性や公益性を保ちながら、作品の収集・保存、調査研究、展覧会や教育普及事業などの活動を行うとともに、厳密な温湿度管理や防犯・防災対策、施設の保全に万全を期し、来館者に対しきめ細かに接遇するなど、多岐にわたる知識と経験が必要とされています。また、昨今、美術館に求められる役割が多様化・高度化することに伴い、美術館スタッフには各業務におけるより深い専門性が求められるようになっています。

こうした中、他の都府県においても、業務を統括するディレクターをはじめ、作品の保存・修理(コンサベーター)、履歴管理(レジストラー)、教育普及(エデュケーター、コミュニケーター)、資料の収集・保管・公開(アーキビスト)といった業務や、広報、資金調達などの業務に専門的に従事するスタッフを配置・育成する事例が増えています。

近代美術館においても、ミッション等の実現、来館者の多様なニーズに対応するために、国が実施する 研修の受講による人材の育成や、外部との協働など、専門性を備えた人材の配置に向けて、美術館活動の 具体化に併せて検討を進めてまいります。

¹⁷ クラウドファンディングや寄附など、事業に必要な資金を個人、法人、政府などから調達する行為の総称。